

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	相楽北部 (北ノ庄、西吐師、東吐師)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 17 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業経営に危機的不安を感じられる。
- ・対策実施に早く取組まなければならない。
- ・農地保全の必要性は理解できているが現役世代は年齢的に厳しい。
- ・今後、担い手や後継者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業保全のため、既存の担い手への支援のみならず、集落営農組織の立ち上げや区域外からの新規参入者の受け入れ体制を整備する。また、水稻生産中心のため、水稻以外の農産物の産地化を図り所得向上へ繋げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、現在の耕作者(専業農家、兼業農家、高齢の農業者等)の意向を尊重しながら、認定農業者や新規就農者を中心に進めるとともに、多様な担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、認定農業者を含めた多様な担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道や水路は年々悪くなる一方であるため、今後、土地改良し検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を一地域にまとめ農地所有者・担い手で中規模ぐらいで構成する法人に委託するのが望ましい。(中規模法人をいくつか構成)なお食料難が近々くるので農地は現在の面積を維持する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

例えばJAなどが中心となり集団で営農できる組織を作る。都市に近い農地活用をどう進めるか考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】